

(様式1)

香川県福祉サービス第三者評価の結果(保育所)

◎評価機関

名 称	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
所 在 地	高松市番町一丁目10番35号
評価実施期間	平成24年3月21日～平成24年5月10日
評価調査者	①漆原 都子
	②染川 靖子

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者の概要

事業所名称:カナン子育てプラザ21 (施設長) 綾田 敬子	種別: 保育園
代表者氏名:川口 義道 (管理者)	開設年月日: 平成13年 4月 1日
設置主体:社会福祉法人カナン福祉センター 経営主体:社会福祉法人カナン福祉センター	定員 110名 (利用人数)
所在地:〒 765-0014 善通寺市生野町本町2丁目16-1	
連絡先電話番号: 0877 -62- 3695	FAX番号: 0877 -62- 3665
ホームページアドレス	http://www.ans.co.jp/n/kanan/plaza/

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
保育事業、地域子育て支援拠点事業、子育て延長<早朝・夜間>保育、ホームヘルプサービス事業、一時保育、病児・病後児保育、休日保育、地域子育てボランティア活動	入園式、花見、家庭訪問、親子遠足、歯科検診、保育・給食参加2回、七夕のつどい、カナン保育園との交流、お泊り保育、中央公民館祭り(作品出展)、山登り、健康診断(内科)、プラザ子ども祭り、運動会(市民体育館)、いも掘り、おじいさんおばあさんと遊ぼう会、芋掘り、お楽しみ会、交通キャンペーン、雪あそび、カナン・十河・プラザ3施設交流会、ひな祭り
居室概要	居室以外の施設設備の概要
保育室11(0歳児:1、1歳児:2、2歳児:2、3歳児:1、4・5歳児:1、一時保育児:1、病児:1、延長保育児:1、地域支援センター:1)	事務室:1、厨房:1、ランチルーム:1、ホール:2(第1・2)

職員の配置

職種	人数	職種	人数
園長	1名	調理師	3名
主任保育士	1名	事務員	1名
センター長	1名	医師	(2)名
保育士	26名		
看護師	1名		
栄養士	1名		

2 評価結果総評(利用者調査結果を含む)

◇特に評価の高い点
<p>当園は、平成13年2月に前身の善通寺市立保育所から善通寺市子育てプラザ21として名称変更し、平成13年4月1日に公設民営の保育園として、現在の「カナン子育てプラザ21」となった。サービス内容は、一般保育事業を中心に特別保育事業(一時保育、病児・病後児保育、早朝・夜間の延長保育)等、地域ニーズに即応し、地域に開かれた多機能で未来型の保育園となっている。平成21年度に作成されたカナン保育園ポリシーブックは、法人の理念や役割・使命が明示されており、法人全職員を対象とした三施設合同研修会でも周知されている。また、施設長のリーダーシップのもと、「子どもから始まる」の保育姿勢を全職員に周知し、一人ひとりの子どもたちの個性に着目したきめ細やかな保育を実践している。職員の質の向上に向けた取り組みについては、園内・外の研修へ職員を積極的に参加させるとともに園内においてグループ分けをした職員による「園の強み・弱み」調査を実施し、結果を施設長自らがまとめ、実態把握と課題の発見につなげている。更に、施設長自ら行う毎日の巡回により、必要に応じて適宜職員への指導・指示を行ったり、職員の自己評価チェックシートを点検のうえ、必要に応じての助言・指導を行う等、園全体における保育の質の向上に意欲を持ち、定期的・継続的に評価・分析を行い、組織としての取り組みに十分な指導力を発揮している。</p>
◇特に改善を求められる点
<p>今回の第三者評価受審を契機に、自らサービスの質を評価し、改善する体制が充実しつつあるので、引き続き自己評価や外部評価を通して、継続的な改善がなされるよう期待したい。また、職員一人ひとりについてさらにきめ細やかな研修計画が立案されれば、より職員の質の向上に資すると思われるので、今後の取り組みに期待したい。また、外部監査の受審を、今後の課題として取り組むことが望まれる。</p>

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>カナン子育てプラザ21では、法人の理念を受け、子ども一人ひとり、保護者一人ひとりを大切にし、より質の高い保育を目指して日々努力をしております。自分たちの保育を振り返り、追求し、学ぼうとする姿勢は当園の宝物だと思っております。</p> <p>この度の第三者評価を受け、再度自分たちの保育を見直し、話し合い、検討したことは必ず次に繋がると信じ、さらに保育の充実をさせてまいります。私たちは、この結果を真摯に受け止め、より一層質の高い保育と地域に根ざした保育園になれるように努力していく所存です。</p>
--

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象 I 1 理念・基本方針</p>	<p>理念・基本方針はポリシーブックや”園生活のガイドブック”に明示されており、職員や保護者に配付するとともに、法人全体の合同研修会や新入児周知会等で周知されている。また、カナン倫理綱領や職員の心構えなども作成され、保育園の目指す方向が周知されている。</p> <p>さらに、理念・基本方針は、玄関ホールや各保育室に掲示され、職員や保護者への周知に努めている。</p>
<p>2 事業計画の策定</p>	<p>カナン子どもビジョン【中期ビジョン】計画が策定されている。中期ビジョンには、質の高い保育を行うためのビジョンを明確にしている。各年度の事業計画は、中・長期計画の内容及び中・長期の収支計画の内容を反映して策定されている。</p> <p>法人3施設での毎月の園長会、隔月の主任会、年4回の給食担当者会、年3回の事務会の他、年3回の定期理事会・評議員会、及び年1回の臨時理事会・内部監査により、中・長期計画の見直しをしている。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>施設長は、毎月1回、職員会を開催し、自らの役割と責任を全職員に対して明確にし、理解されるよう積極的に取り組んでおり、施設長自らが遵守すべき法令等を正しく理解するために、積極的な取り組みを行っている。また、園全体における保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取り組みに十分な指導力を発揮している。</p> <p>施設長は、子どもの最善の利益を考慮したうえで、働きやすい職場環境に努めている。その他、施設長は、職員の日々の日誌・記録の時間確保を図る等、業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。</p>

<p>評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握</p>	<p>善通寺市保育所連合会保護者会7園保護者会が実施したアンケート調査、及び保護者の有志が当園へのニーズを基に作成した小冊子を通して、子どもの数や世帯構成等について、当園が位置する地域での特徴・変化等、福祉サービスの事業経営を取りまく環境を的確に把握している。また、施設長は経営状況や改善すべき課題について、職員に周知したり、一緒に検討している。今後は、外部の専門家による財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部監査の実施が望まれる。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>目標とする保育の質を確保するため、人事管理が実施されている。また、職員一人ひとりの自己評価に関連付けて人事考課を実施している。一方で、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施したり、職員が相談できるように産業カウンセラーと連携している。更に、保育の専門性を高めるため、当園独自の質の高い園内研修が隔月で継続実施されている。職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているので、今後は、個別の職員の持つ技量等をさらに分析・評価しながら、よりきめ細やかな計画に基づいた具体的取り組みが期待される。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>責任を明確にした健康の保持や、緊急時の対応体制を含む安全確保のための体制確立により、定期的な検討の場の設置及び定期的な評価・見直しを実施している。明文化した避難訓練のマニュアルを整備し、火災、地震、風水害などの災害に対して、子どもの安全確保のための取り組みを積極的に行っている。また、遊具や備品等の安全基準や規格について理解し、定期的に専門的点検を実施している。また、地域全体のリスク把握を、地域大学や市役所にも協力依頼しており、積極的な安全管理に取り組んでいる。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>園を開放し、地域の理解を得るための積極的な取り組みや地域の未就学児を持つ保護者に対して、参加を呼びかけたり、広報媒体等を配付・活用している。また、ボランティアの受け入れに関する意義・方針を明記したマニュアルが整備されている。施設長は、市の児童環境づくり推進委員会、ケース検討会等に参加して、具体的な課題や事例等の検討を行っている。地域の福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があり、実施されている。今後は、地域の関係機関、団体との連絡方法のリストを活用して、職員間で情報を共有していくことが望まれる。</p>
<p>評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>子どもたちは、自由闊達に発言することを楽しむ配慮がなされている。身近な広報媒体等を利用して、子ども・保護者のプライバシー保護についての姿勢が明示されている。また、保護者や利用者の意向に関する継続的な調査を実施している。その他、年2回の保育・給食参加時に、利用者満足度に関する調査を定期的に行っている。平成23年度に6件あった保護者からの苦情に対しても、対応マニュアルにより保護者の意見を真摯に受け止め、迅速・丁寧な対応にあたる苦情解決の仕組みが機能している。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>保育についての定期的な自己評価等を行っており、文書化されたサービスが提供されている。また、保護者の実情と保育サービスが連動するように、園での食事・午睡パターンの調整を行ったり、延長保育では、画一的な実施方法にならない工夫がなされている。毎月、職員会、リーダー会、主任とのクラス会、食事検討会の実施の他、保護者アンケートについて保護者会で話し合う機会を設け、検討している。また、アンケート結果や保護者の意見をもとに、見直しをする仕組みが確立している。さらに、利用者についての情報を共有するための対応を行っている。</p>
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<p>当園の入園案内やガイドブックを毎年全員に配付し、情報提供したり、オープンプラザ参加者等、利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。また、料金や重要事項の説明は、利用者が理解しやすい言葉で表現している。年度初めには、年間の事業計画や保育内容及び園の年間行事表を保護者に配付し、周知している。また、保育及び保育に付随するサービスや料金について、保護者の同意を得たうえで、その内容を書面で残している。保育及び保育に付随するサービスが終了した後も、相談の窓口を開けていることを文書で伝えている。</p>
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<p>入園前のアンケート調査と入園後の家庭訪問による計画的・入念なアセスメントを行っている。また、職員の適正な役割分担のもと、各年齢ごとに編成した保育課程に基づき、サービス実施計画を策定している。定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行う際、課題についての話し合いや、内容の見直しを行っている。また、月1回、クラスセッションや年齢別の会を行い、次月の保育につなげている。さらに、サービス実施計画が保護者への意向に沿ったものとして、保護者への説明が必要な場合もあり、施設長は、総合的な視点で情報を管理している。</p>

<p>内容評価基準 1 保育所保育 の基本</p>	<p>養護と教育の一体化した保育が、3歳未満児では①生育歴②保健面に配慮した個別指導計画・支援計画の中で、3歳以上児では①個人差②子ども相互の関係③協同的活動に配慮した指導計画の中で、子どもの発達にあわせて実践されている。また、研究者との学習会では、「写真で保育を語る」の継続的な取り組みにも期待したい。</p>
<p>2 子どもの生活と 発達</p>	<p>「発達の個人差」とその子のレジリエンス「内なる準備期」を考慮しながら、個々に応じた援助を行っている。「子どもをより深く理解するための連絡票」、「既往歴の確認カード」、「25品目の食物アレルギーについての把握調査」、「生活管理指導票」、「健康診断および検査表」など、子ども一人ひとりの情報把握が、職員の役割分担と嘱託医との協力体制の中でよりよく機能をしている。</p>
<p>3 保護者に対する 支援</p>	<p>園だより、クラスだより、送迎時の日常的なかかわり、連絡ノート、育児相談による個別的な対応が併設している夜間延長保育、病児・病後児保育、一時保育、休日保育、子育てホームヘルプ事業と連携しながら、園独自の子育てと仕事の支援につながっている。保護者の意向を踏まえながらも、子どもの最善の利益を考慮した支援が、職員の話し合いのもとに、より効果的に行われることを期待したい。</p>

5 評価細目の第三者評価結果(別添)